

2020年11月10日

株 主 各 位

鹿児島県出水市大野原町2141番地  
株式会社マルマエ  
代表取締役社長 前田 俊一

### 第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、37頁のご案内に従って2020年11月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年11月27日（金曜日）午後3時
2. 場 所 鹿児島県出水市大野原町2141番地  
株式会社マルマエ 本社 3階「特設会場」
3. 目的事項  
報告事項 第33期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告  
及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件  
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件  
以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト〔<https://www.marumae.com/>〕に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止の観点から、株主様には可能な限り書面またはインターネットにより事前の議決権行使をお願い申し上げます。また、当日ご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、当日までの流行状況やご自身の健康状態にご留意いただいたうえで、ご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討いただきますようお願い申し上げます。なお、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、個人消費については持ち直しの動きが見られました。

当社の主な販売分野である半導体分野におきましては、米中間の問題に関連し設備投資に一時的な先送りや、新型コロナウイルス感染症の影響からスマートフォン向けの需要に一部停滞が見られましたが、サーバー向けの設備投資を中心に好調に推移しました。また、2019年以降高水準が続いていたファウンドリ\*1を含むロジック向け\*2の投資が年度末にかけて一段落する一方で、メモリ向け\*3の設備投資は好調に推移いたしました。FPD分野におきましては、中国向けのOLED(有機EL)投資やG10.5液晶パネル投資が続きましたが、新型コロナウイルス感染症の影響でOLED投資には若干減少傾向が見られました。

これらの経済状況のもと、半導体分野では、新たな顧客で一部量産が始まったほか、従来顧客においても新規品種で受注が拡大しました。FPD分野では、市場が停滞するなかでも大型電子ビーム溶接(EBW)\*4を使う受注の拡大が貢献し、概ね好調に推移いたしました。

費用面につきましては、採算性の低い案件が減ったことで、当初想定に対して材料費と外注費の比率が低くとどまったことなどから、従来の見通しよりも低減することができました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高が4,388百万円(前期比9.2%増)、営業利益が896百万円(前期比80.8%増)、経常利益が834百万円(前期比74.8%増)、当期純利益が690百万円(前期比58.2%増)となりました。

なお、当社は精密部品事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

- \*1 ファウンドリとは、顧客からの設計データをもとに半導体を受託製造するメーカーのことです。
- \*2 ロジックとは、演算や論理処理を行う半導体素子です。
- \*3 メモリとは、記憶を保持する半導体素子です。
- \*4 電子ビーム溶接とは、真空中でプログラム通りに、高出力の電子ビームを使い溶接するものです。

当事業年度の製品分野別の状況は次のとおりであります。

製品分野	売上高	構成比
半導体製造装置関連部品	3,202百万円	73.0%
F P D製造装置関連部品	1,068	24.4
その他	116	2.7

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 設備投資の状況

### ① 当事業年度中に取得した主要設備

高尾野事業所 三次元測定機 1 台、太陽光パネル

関東事業所 マシニングセンタ 2 台

### ② 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

高尾野事業所 マシニングセンタ 1 台の売却

関東事業所 マシニングセンタ 1 台の売却

## (3) 資金調達の状況

当事業年度中に当社の設備投資資金として金融機関より長期借入金100百万円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、以下に対処すべき課題と捉えております。

##### ①市場変動

当社の属する半導体とFPDの市場は景気変動に伴い大幅な需要の変動が起きます。これらの変動に対応するために、消耗品の受注拡大を進めています。さらに、新分野の拡大を行うとともに、生産性を向上させ、生産力拡大に対する固定費の拡大抑制を行うことを主な対応策としております。なお、具体的な固定費の抑制方法につきましては、需要の変動に対応するため、協力企業の育成と活用を行うことと、生産の自動化を進める方針です。

##### ②競争の激化と受注価格低下

当社の属する業界は中小の同業社が多く、厳しい競争のある業界です。参入障壁の低い案件は競争から価格は低下します。そのような業界の中で、当社は参入障壁の高い真空パーツに取り組み受注拡大を狙い、また、独創的な加工手法や徹底的に行う生産性改善手法によりコスト低減を続け市場価格の低下に先回りした対応をしております。しかしながら、保有する技術の陳腐化が進むことから今後も継続的に技術開発を行う必要があります。そのため、当社においてはR&Dの強化と人材育成に注力する方針です。

##### ③「人」に対する取り組み

当社は、人の持つ技術力や営業力が最も重要な強みであるため、強みを持つ人材の安定化と育成が重要な課題となっております。しかしながら、継続的に改善を進めながらも、高い能力を持つ人材に頼る部分が多く、時間外労働や休日出勤の偏りが生じております。このような状況から、多様な勤務形態を構成することで個々の負担を減らし、社員満足度の向上と人材の安定化を図り、長期的な人材育成プランを実現していく方針です。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 30 期 (2017年 8 月期)	第 31 期 (2018年 8 月期)	第 32 期 (2019年 8 月期)	第 33 期 (当事業年度) (2020年 8 月期)
売 上 高 (百万円)	3,035	4,588	4,019	4,388
当 期 純 利 益 (百万円)	538	866	436	690
1株当たり当期純利益 (円)	50.74	72.01	33.45	53.34
総 資 産 (百万円)	5,418	8,088	8,329	8,894
純 資 産 (百万円)	3,137	5,132	5,307	5,706
1株当たり純資産額 (円)	263.36	393.21	406.65	445.69

(注) 当社は、2017年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2020年8月31日現在）

当社の事業の内容は、半導体及びF P D等の製造装置を構成している真空部品等を製造する精密部品事業であります。

当社では、主に下記用途及び特徴の製品を製造装置メーカーから受注しております。

区分	主要製品
半 導 体 分 野	<p>用途：半導体製造装置及び検査装置を構成する真空部品。多数ある半導体製造工程で、主にドライエッチング工程・CVD工程・洗浄工程・塗布工程などの前工程と言われる半導体製造装置を構成する部品を製造しております。</p> <p>特徴：当社で製造する部品は、主に真空中で使用されるために気密性など高精度な仕上がりが要求されるほか、高温高電圧のプラズマにさらされることから高い対電圧性能が要求されます。また、半導体製造のプロセスは非常に繊細であるため、製品の安定度が重要な要素となっており、試作とプロセス評価に長い時間が掛かりながらも、一旦装置に採用されると長い期間変更されずに受注が継続します。また、プラズマにさらされることから消耗も激しく、定期的に消耗品需要もあり、新規装置の需要が無い場合でも消耗品需要が見込めます。</p>
F P D 分 野	<p>用途：F P D製造装置及び検査装置を構成する真空部品。F P D製造工程の中で、主にドライエッチング工程・CVD工程・塗布工程などのF P D製造装置を構成する部品を製造しております。</p> <p>特徴：チャンバーと呼ばれる耐真空容器や電極と呼ばれるチャンバー内蔵物を製造しております。これらの部品は部品サイズが3m以上と大きく、形状が複雑で非常に歪み易い割に、厳しい平面度や位置精度など高精度が要求されるアルミ等の金属製部品です。大きさは違いますが、半導体部品と同様にプラズマにさらされる環境で、対電圧や安定性が求められる重要部品です。</p>
そ の 他	<p>用途：スマートフォン筐体（ケース）の表面処理装置、太陽電池製造装置部品、オートバイのレース用部品、光学分野（カメラ・顕微鏡）・医療装置などの産業用装置部品などを製造しております。</p> <p>特徴：各分野の最終製品を構成する部品の中でも、複雑な形状や高い平面度が必要であるなど歪みの少なさが要求される部品、あるいは溶接や表面処理を含む多工程が必要な部品などで、アルミほか各種金属製の部品です。</p>

(8) 主要な事業所 (2020年8月31日現在)

本社・出水事業所	鹿児島県出水市
高尾野事業所	鹿児島県出水市
関東事業所	埼玉県朝霞市

(9) 従業員の状況 (2020年8月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
142 (102) 名	22名増 (24名減)	37.7歳	7.4年

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数が前事業年度と比べて22名増加しましたのは、主として半導体分野の事業拡大に伴う定期及び期中採用並びに有期契約社員の登用によるものであります。

(10) 主要な借入先 (2020年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社鹿児島銀行	919百万円
株式会社商工組合中央金庫	590
株式会社日本政策投資銀行	417
株式会社みずほ銀行	310
株式会社日本政策金融公庫	123

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況(2020年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 52,212,000株  
(2) 発行済株式の総数 13,053,000株 (うち自己株式 250,196株)  
(3) 株主数 8,350名  
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
前田俊一	4,818,700株	37.6%
前田美佐子	504,000	3.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	309,300	2.4
川本忠男	235,400	1.8
前田良子	180,000	1.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	168,700	1.3
五十嵐光栄	168,000	1.3
大和証券株式会社	156,900	1.2
マルマエ共栄会	132,100	1.0
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	119,341	0.9

- (注) 1. 当社は、自己株式250,196株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付の合併に伴い、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

2020年3月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得にかかる事項を決議し、同決議に基づき自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び総数 普通株式 250,000株  
取得価額の総額 161百万円  
取得した期間 2020年3月9日～2020年4月10日

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役に関する事項 (2020年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前田俊一	統括及び管理本部担当
取締役	海崎功太	営業本部担当
取締役	安藤博音	技術生産本部担当
取締役(監査等委員・常勤)	兒島吉二	
取締役(監査等委員)	桃木野 聡	桃木野総合法律事務所 所長
取締役(監査等委員)	山本隆章	セイコーソリューションズ株式会社 顧問
取締役(監査等委員)	宮川博次	宮川公認会計士事務所 副所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 桃木野聡氏、山本隆章氏及び宮川博次氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員・常勤) 兒島吉二氏及び社外取締役(監査等委員) 宮川博次氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ①取締役(監査等委員・常勤) 兒島吉二氏は、長年にわたり当社の経理課に在籍しておりました。
- ②社外取締役(監査等委員) 宮川博次氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、会計監査人、内部統制所管部門及び社外取締役である監査等委員との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は取締役(監査等委員) 桃木野聡氏、山本隆章氏、宮川博次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2019年11月27日付で、山本隆章氏、宮川博次氏は社外取締役(監査等委員)に就任いたしました。
- ②2019年11月27日をもって、古江博氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
- ③2019年11月27日をもって、鶴田俊成氏は、任期満了により取締役(監査等委員・常勤)を退任いたしました。
- ④2019年11月27日をもって、寺畑幸雄氏、梶智和氏及び大道卓氏は、任期満了により社外取締役(監査等委員)を退任いたしました。
6. 当社と取締役(監査等委員) 兒島吉二氏、桃木野聡氏、山本隆章氏及び宮川博次氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (2) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役分）	4名 (一)	72百万円 (一)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役分）	8 (6)	21 (13)
合 計 （うち社外役員分）	12 (6)	94 (13)

- (注) 1. 上記には、2019年11月27日をもって退任した取締役5名（うち社外取締役3名）を含めております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年11月28日開催の定時株主総会において年額1億5千万円以内と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年11月28日開催の定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）桃木野聡氏は、桃木野総合法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）山本隆章氏は、セイコーソリューションズ株式会社の顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）宮川博次氏は、宮川公認会計士事務所の副所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 桃木野 聡	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 山本 隆 章	2019年11月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。経営経験者としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 宮川 博 次	2019年11月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬の見積りの算定根拠等について検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した取締役（監査等委員）は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会計監査人がその契約の履行に伴い当社が損害を被った場合、悪意又は重大な過失があったときを除き、法令が規定する額をもって損害賠償責任限度額としております。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業が存立を継続していくためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、すべての役職員が公正かつ高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

- イ. 取締役会は、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分審議した上で意思決定を行う一方、職務執行する取締役からはその執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督する。
- ロ. 監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。
- ハ. 経営会議は定期的を開催し、取締役及び幹部社員による重要な意思決定と業務執行の経過に対して多面的な検討を行うとともに、相互監視を行う。
- ニ. 内部監査担当者は、定期監査とともに必要に応じて任意監査を実施して日常の職務執行状況を把握し、その改善を図る。
- ホ. コンプライアンス体制の維持のため、弁護士及び監査法人等の外部専門家と密に連携を図る。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報について、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び「稟議規程」、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査等委員である取締役等が閲覧、謄写可能な状態にて維持する。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を最も重要な経営課題の一つと位置づけ、当社固有のリスクを十分認識した上で、様々な危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。

- イ. 全社的なリスクの監視及び全社的な対応は管理本部が行う。

- ロ. 各部門の担当業務におけるリスクは、当該部門長が責任者となりマニュアル等の整備及び徹底、必要な教育を行う。
- ハ. 取締役並びに各部門長は、個々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは取締役会で多面的な審議の上、適切な対策を決定し、実施する。
- ニ. 内部監査担当者は、リスク管理の状況についても監査を実施する。
- ホ. 新たにリスク管理面で問題が発生もしくは発生が予測される場合には、取締役会に報告し、その対策を協議して是正処置を取る。
- ヘ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮の下、弁護士等を含む外部専門家を利用し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

規程の整備により、取締役の権限・責任の範囲と担当業務を明確かつ適切に定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。

- イ. 取締役会は中期事業計画及び各年度の予算案を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案・実行する。
- ロ. 「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「決裁権限基準」により、取締役の委嘱事項を定め、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲する。取締役は職務執行の進捗状況等を取締役会及び経営会議で報告する。
- ハ. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて組織、職制、業務分掌、決裁権限等に関する社内規程等の見直しを行い、必要な改善を行う。

#### ⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、子会社、関連会社に該当するものは存在しないが、将来においてグループ会社を設置する場合には、子会社管理規程を整備し、当社と同等の管理、規程・コンプライアンス基準の整備、管理、事業内容の定期的な報告と協議を行う。また会計基準についても、特定の理由がある場合を除いて、原則的に当社の会計基準に従う。

子会社の業務執行者による当社への報告体制、子会社の損失のリスク管理体制、子会社の業務執行の効率性を確保するための体制並びに子会社の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についても、将来子会社を設ける場合には、子会社管理規程を整備して定める。

#### ⑥監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員である取締役と内部監査担当者は常に連携できる体制にあるため、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、監査等委員である取締役からその使用人の設置を求められた場合は、監査等委員である取締役と協議の上、必要に応じて設置する。

⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を設置した場合には、その指揮・命令等は監査等委員である取締役の下にあり、その人事上の取り扱いは監査等委員である取締役と協議して行う。

⑧監査等委員である取締役による前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項の使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員である取締役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

⑨取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制

監査等委員である取締役の取締役会等の重要な会議への出席を、取締役の業務執行に対する厳正な監視体制とするとともに、監査等委員である取締役への重要な報告を行う体制とする。また、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実等を発見した場合は、速やかに監査等委員である取締役に報告する。

⑩前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員である取締役に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取り扱いを受けないものとする。また、会社の人事考課にあたり、監査等委員である取締役は第6項乃至第9項の業務又は報告を行った使用人に関し、評価上の意見を述べることができる。

⑪監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

⑫その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会監査等基準」において、監査等委員である取締役と内部監査担当者が緊密な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査が実効的に行われることを確保する。また、取締役と監査等委員である取締役は積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図る。

## (2) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

### ①財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制に対応するため、業務プロセスにおける適正性を確保した体制を整備し、運用しています。

### ②その他業務の適正を確保するために必要な体制

経営及び業務執行の健全かつ適切な運営の強化のためコンプライアンス基本規程や行動規範を定め、教育・研修を定期的実施することで、コンプライアンス意識の周知徹底を図っています。併せてコンプライアンス違反行為等の早期発見と是正を図るために社内外の通報相談窓口を整備し運用しております。

リスク管理につきましては、「リスク管理規程」を定め、リスク管理を効果的・効率的に進めるために責任部署による対応を基本とする体制を取っておりますが、その対応状況については、リスク管理委員会及び経営会議や取締役会等でフォローを行っています。

## (3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「反社会的勢力に関する規程」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針であります。

## (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元につきましては、重要な経営施策の一つとして位置づけています。

今後の利益配分に関しましては、長期的な視野に立った投資の実施とともに、経営成績及び財務状況を勘案しつつ、収益性に基づく利益配分を目指し、配当金の計算は、配当性向の考えを取り入れたいと考えております。なお、中期的な配当性向の目途といたしましては、中期事業計画の期間中（2019年8月期から2022年8月期）に30%以上を目標としております。また、最終損益で損失を計上しない限りは、通年で1株につき最低10円の安定配当を行う方針としております。

# 貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,369,671</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,183,714</b>
現金及び預金	2,540,381	買掛金	115,698
受取手形	18,229	1年内返済予定の長期借入金	389,512
売掛金	701,275	リース債務	679
電子記録債権	656,828	未払金	93,343
製品	6,402	未払費用	123,315
仕掛品	426,814	未払法人税等	244,704
原材料及び貯蔵品	5,256	前受金	3,356
前払費用	13,750	預り金	7,060
その他	3,619	前受収益	245
貸倒引当金	△2,888	受注損失引当金	19,500
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,524,795</b>	その他	186,298
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,357,856</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,004,658</b>
建物	1,593,303	長期借入金	1,970,706
構築物	69,877	長期リース債務	3,056
機械及び装置	1,775,284	退職給付引当金	18,953
車両運搬具	25,068	資産除去債務	1,069
工具器具及び備品	14,874	受入保証金	2,700
土地	766,549	その他	8,172
リース資産	3,735	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,188,372</b>
建設仮勘定	109,163	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>65,244</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,706,094</b>
ソフトウェア	65,198	資本金	1,241,157
その他	45	資本剰余金	1,938,342
<b>投資その他の資産</b>	<b>101,694</b>	資本準備金	1,125,157
投資有価証券	7,000	その他資本剰余金	813,184
出資金	111	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,688,566</b>
長期前払費用	3,464	利益準備金	14,112
繰延税金資産	90,428	その他利益剰余金	2,674,454
その他	690	圧縮積立金	15,847
		繰越利益剰余金	2,658,606
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△161,971</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,894,466</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,706,094</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>8,894,466</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,388,522
売 上 原 価		3,008,319
売 上 総 利 益		1,380,203
販売費及び一般管理費		483,966
営 業 利 益		896,236
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	474	
受取地代家賃	293	
受取家賃	580	
受取手数料	546	
その他営業外収益	156	2,050
営 業 外 費 用		
支払利息	17,961	
為替差損	770	
支払補償費	44,461	
その他営業外費用	1,008	64,201
経 常 利 益		834,086
特 別 利 益		
固定資産売却益	4,272	
補助金収益	138,499	142,771
特 別 損 失		
固定資産除却損	22	22
税 引 前 当 期 純 利 益		976,835
法人税、住民税及び事業税	307,073	
法人税等調整額	△20,799	286,273
当 期 純 利 益		690,561

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 剰 余 金 合 計
						圧 積 立 金	縮 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,241,157	1,125,157	813,184	1,938,342	14,112	20,369	2,094,051	2,128,533	
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当							△130,528	△130,528	
圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△4,521	4,521	—	
当 期 純 利 益							690,561	690,561	
自 己 株 式 の 取 得								—	
事 業 年 度 中 の 変 動 額 計 合	—	—	—	—	—	△4,521	564,555	560,033	
当 期 末 残 高	1,241,157	1,125,157	813,184	1,938,342	14,112	15,847	2,658,606	2,688,566	

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

(単位：千円)

	株 主 資 本		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	
当 期 首 残 高	△106	5,307,926	5,307,926
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△130,528	△130,528
圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—	—
当 期 純 利 益		690,561	690,561
自 己 株 式 の 取 得	△161,865	△161,865	△161,865
事 業 年 度 中 の 変 動 額 計	△161,865	398,168	398,168
当 期 末 残 高	△161,971	5,706,094	5,706,094

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 製品 主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- ・ 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- ・ 原材料 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

建物(附属設備を除く) : 定額法

(リース資産を除く)

上記以外 : 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「未払配当金除斥益」(当事業年度は154千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示することといたしました。

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払補償費」(前事業年度は、447千円)は、金額的重要性が増したため、区分掲記することといたしました。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産及び担保付債務

#### ① 担保に供されている資産

建物	1,593,303千円
構築物	69,877
機械及び装置	138,363
土地	716,852
計	2,518,397

#### ② 上記に対応する担保付債務

長期借入金	1,857,518
計	1,857,518

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,456,323千円

(3) 有形固定資産の減損損失累計額 64,427千円

(4) 損失が見込まれる受注に係るたな卸資産には、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

製品	721千円
仕掛品	95,192
原材料	395
計	96,309

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する項目

(単位：株)

	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	13,053,000	-	-	13,053,000
合計	13,053,000	-	-	13,053,000
自己株式				
普通株式(注)	150	250,046	-	250,196
合計	150	250,046	-	250,196

(注) 普通株式の自己株式の変動事由は次のとおりです。

2020年3月6日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得	250,000株
単元未満株式の買取による増加	46株

##### (2) 配当に関する事項

###### ① 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年 11月27日 定時株主総会	普通株式	65,264	5円	2019年 8月31日	2019年 11月28日
2020年 3月30日 取締役会	普通株式	65,264	5円	2020年 2月29日	2020年 4月23日

###### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年 11月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	153,633	12円	2020年 8月31日	2020年 11月30日

##### (3) 当事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数 該当事項はありません。

## 5. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、主に銀行借入により、必要な資金を調達しております。一時的な余資は短期的な預金に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握し、リスク低減を図っております。

##### ②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

長期借入金は主に営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき管理本部が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,540,381	2,540,381	-
(2) 売掛金	701,275	701,275	-
(3) 電子記録債権	656,828	656,828	-
資産計	3,898,486	3,898,486	-
(4) 長期借入金※	2,360,218	2,373,249	13,031
負債計	2,360,218	2,373,249	13,031

※長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金389,512千円を含めております。

#### (注) 金融商品の時価の算定方法

##### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計金額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利子率で割り引いて算定する方法によっております。

#### (表示方法の変更)

電子記録債権(前事業年度は348,324千円)は、金額的重要性が増したため、区分掲記することといたしました。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
減損損失	2,829
未払事業税	14,106
たな卸資産評価損	29,374
受注損失引当金	5,947
貸倒引当金	880
未払賞与	18,300
工場改修工事	19,588
退職給付引当金	5,780
資産除去債務	326
未払不動産取得税	5,455
繰延税金資産小計	102,590
評価性引当額	△2,932
繰延税金資産合計	99,658
繰延税金負債	
圧縮積立金	6,954
前払固定資産税	1,110
前払労働保険料	1,164
繰延税金負債合計	9,229
繰延税金資産の純額	90,428

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	445円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	53円34銭

独立監査人の監査報告書

2020年10月9日

株式会社マルマエ

取締役会 御中

三優監査法人

福岡事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大神	匡	Ⓜ	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	堤	剣	吾	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルマエの2019年9月1日から2020年8月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月23日

株式会社 マルマエ 監査等委員会

常勤監査等委員 児 島 吉 二 (印)

監査等委員 桃 木 野 聡 (印)

監査等委員 山 本 隆 章 (印)

監査等委員 宮 川 博 次 (印)

(注) 監査等委員桃木野聡、山本隆章及び宮川博次は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営成績及び財務状況を勘案しつつ、配当による株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額は153,633,648円

### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年11月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	まえだとしかず 前田俊一 (1966年11月20日生)	1987年4月 マルマエ工業(個人)入社 1988年10月 マルマエ工業有限会社(現当社)設立、取締役 2001年4月 当社専務取締役 2003年8月 当社代表取締役社長 2010年4月 当社代表取締役社長兼製造部長 2010年12月 当社代表取締役社長兼製造部長兼管理部長 2011年6月 当社代表取締役社長兼管理部長 2011年7月 当社代表取締役社長 2019年11月 当社代表取締役社長兼管理本部担当(現任)	4,818,700株
2	かいぎきこうた 海崎功太 (1973年2月18日生)	1993年4月 岩崎技研株式会社入社 1993年12月 株式会社湖東製作所入社 1999年8月 マルマエ工業有限会社(現当社)入社 2004年4月 当社営業部長 2004年10月 当社取締役営業部長 2005年6月 当社取締役精密加工部長 2008年11月 当社取締役営業部長 2009年4月 当社取締役営業部長兼関東事業所長 2010年4月 当社取締役営業技術部長 2011年6月 当社取締役営業部長兼関東事業所長 2018年4月 当社取締役営業本部長(現任)	24,600株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	あん どう ひろ と 安 藤 博 音 (1979年5月25日生)	1997年12月 株式会社トップコーポレーション入社 2000年10月 三代川塗装入社 2004年9月 株式会社アイ・テック入社 2008年1月 株式会社パラモド入社 2008年3月 当社入社 2016年11月 当社品質管理部長 2018年4月 当社執行役員技術生産本部長 2018年11月 当社取締役技術生産本部長(現任)	1,200株
4	※ かど た あき こ 門 田 晶 子 (1968年8月6日生)	1995年9月 カリフォルニア州立サクラメント市TV局KXTV-10 (News10) 入社 2006年2月 渕上印刷株式会社入社 2009年12月 渕上印刷株式会社取締役 2010年12月 渕上印刷株式会社代表取締役社長 2011年1月 株式会社南日本新聞オフセット輪転代表取締役副社長 2012年9月 有限会社中央制作センター(現株式会社クロスメディア)代表取締役社長 2014年4月 公益財団法人屋久島環境文化財団理事(現任) 2014年4月 公益財団法人鹿児島市国際交流財団理事(現任) 2016年4月 鹿児島県女性活躍推進会議会長(現任) 2016年9月 合同会社Go!Kagoshima代表(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 門田晶子氏は、社外取締役候補者であります。  
4. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができる判断した理由について  
門田晶子氏につきましては、経営者としての豊富なキャリアと高い見識を有しており、それを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 会社において法令、定款違反その他不当な業務執行が行われた事実については、該当事項はありません。
  - (2) 過去5年間に他の会社の取締役、執行又は監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不当な業務執行が行われた事実については、該当事項はありません。
  - (3) 会社の特定関係業者の業務執行者ではありません。
  - (4) 会社又は会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定、過去に受けた事実はありません。
  - (5) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等内の親族その他これに準じる者ではありません。
  - (6) 過去5年間に会社の特定関係事業者の業務執行者となった事実はありません。
  - (7) 過去2年間に合併その他の組織再編行為により、他の株式会社の事業に関する権利義務を継承した場合において、当該株式会社の社外取締役・監査役ではなく、かつ当該他の株式会社の業務執行者であった事実はありません。
  - (8) 候補者と会社との間での責任限定契約  
門田晶子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
6. 門田晶子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
7. 前田俊一氏は、当社の主要株主であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

経営監督機能の強化のため監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
ほかにしけいじ 外西啓治 (1964年5月7日生)	1983年4月 株式会社鹿児島銀行入行 2012年6月 同行横川支店長 2013年12月 同行監査部検査役 2014年2月 同行上町支店長 2016年5月 同行監査部検査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 外西啓治氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年11月28日開催の第31期定時株主総会において年額1億5千万円以内とご承認いただき本日に至っておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入するため、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額4千万円以内といたします。

また、対象取締役は、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割、当社普通株式の株式無償割当又は当社普通株式の株式併合が行われた場合には、この総数上限は当該分割比率、割当比率又は併合比率に応じて比例的に変更されるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、諮問委員会の答申を受け取締役会において決定するものとします。

なお、本定時株主総会の時点において、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

本制度は、対象取締役に対し譲渡制限付株式を割り当てるために、当社の各事業年度を評価対象期間とし、対象取締役の役位に基づいて定めた金額（以下「役位別基礎金額」といいます。）に業績支給率を乗じた金額を金銭報酬債権として付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

<交付株式数の算出方法>

交付株式数＝役位別基礎金額（※1）×業績支給率（※2）÷1株当たりの払込金額

（※1）取締役会で定めます。

（※2）評価対象期間における連結営業利益率の実績に応じて、0%～200%の範囲で変動します。

評価対象期間の終了後、最初に開催される定時株主総会の日（当該日を含む）までに任期満了その他正当な理由により対象取締役が取締役の地位を退任した場合は、上記と同様に計算される金額（本制度による金銭報酬の上記上限額の範囲内の金額とします）を金銭報酬債権として付与し、これを現物出資させることにより、上記と同様の算定式を用いて算出された数（上記上限株数の範囲内の数とします）の譲渡制限が付されていない普通株式を発行又は処分します。ただし、評価対象期間中に取締役の地位を退任した場合又は一定の非違行為があった場合には、当該評価対象期間については本制度による報酬は支給しないこととします。

また、評価対象期間中に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、本制度による報酬は支給しないこととします。

本制度による当社の普通株式の発行又は処分は、原則として評価対象期間終了後に行い、その発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役（ただし、評価対象期間終了後、最初に開催される定時株主総会の日までに（当該日を含む）任期満了その他正当な理由により取締役の地位を退任した者（以下「退任者」といいます。）を除きます。）との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から取締役を退任する日までの間、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の非違行為等があった場合や下記③の(i)、(ii)以外の事由により退任した場合には、当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③ 対象取締役の退任が(i)正当な理由による退任又は当社がやむを得ないと認めた事由による辞任によるもの、(ii)死亡による退任、のいずれかであることを条件として、退任時に譲渡制限を解除すること

なお、当社が退任者との間で締結する割当契約では、譲渡制限は設けないもの  
とします。

また、本制度により対象取締役割り当てられた株式（退任者に割り当てられ  
た株式を除きます。）は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分を  
することができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締  
役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

## 書面またはインターネットによる議決権行使のご案内

議決権を書面またはインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、2020年11月26日（木曜日）午後5時30分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 〔書面（郵送）による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記行使期限までに到着するようにご返送ください。

#### 〔インターネットによる議決権の行使〕

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによるのみ可能です。（議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いる場合を除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。）
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2020年11月26日（木曜日）午後5時30分まで受付いたします。
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットによって、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

#### ＜インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について＞

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2 以降を使用できること。
- (4) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合には Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0以降または Adobe® Reader® Ver. 6.0以降を使用できること。
- (5) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。

※Internet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™及びAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

#### 《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

[ 電 話 ] : 0120-707-743 (フリーダイヤル)

受付時間：午前9時から午後9時まで（土・日・祝日も受付）

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for handwriting practice.

## 株主総会会場ご案内図

会場：鹿児島県出水市大野原町2141番地  
株式会社マルマエ 本社 3階「特設会場」  
電話：0996-68-1150（代表）



### 交通のご案内

- 鉄道  
九州新幹線「出水駅」よりタクシーで約15分  
肥薩おれんじ鉄道「西出水駅」よりタクシーで約5分
- 航空  
鹿児島空港より九州新幹線「出水駅」まで空港リムジンバスで約85分
- 自動車  
国道3号線・国道328号線・県道374号線・国道504号線  
※本社へは、西側門よりご入場ください。